

通 知
平成 21 年 6 月 29 日

津山市建設工事入札参加資格登録業者 各位

津山市契約監理室長

平成 21 年 7 月からの入札参加資格登録及び今後の入札・契約について（通知）

平成 21 年 4 月に提出された「平成 21 年度津山市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（建設工事用）」について、参加資格審査要綱に基づき審査の結果、別紙のとおり登録することとしたので通知する。

なお、審査経過及び入札・契約に関する今後の取扱いについての注意事項は、下記のとおりである。

記

1. 「平成 21 年度津山市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格登録通知書（建設工事用）」 別 紙
2. 平成 21 年度等級格付に関する特例取扱いについて
平成 21 年度格付における特例措置として、今回提出された経審点数と、平成 20 年度格付時点での経審点数と比較して、より高い点数のものを、平成 21 年度格付の経審点数とした。
3. 等級格付に関する今後の方針について
今回の措置は、特例措置であり、今後の建設業法の改正状況などによっては、次年度以降の格付に際し、審査要綱の基準点の改正や指名願い受付を 2 年ごととすることなどを検討する。
なお、変更等があれば、業者各位へは予め公表する。
4. 電子入札の適用拡大について
現在、2 千万円（税抜き予定価格、以下同じ）以上の事後審査型制限付き一般競争入札において適用している電子入札について、2 千万円以下の指名競争入札にも適用拡大を検討している。
今年 10 月から、全ての工事入札について電子入札とすることを目標に、調整中であ

る。

電子入札導入後は、電子入札での応札以外は認めないこととなるため、未手続きの業者各位は、早急に、環境整備に努められたい。

5. 指名願いの変更手続きについて

今年4月に受け付けた指名願いは、来年6月末まで有効として取り扱う。

そのため、添付資料や記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出されたい。

特に、経営規模等評価結果通知書の更新や技術者の資格、従業員の異動について未届けのため、指名されない又は契約時の配置技術者が認められないなど、契約等に支障が起こることの無いよう、十分注意されたい。

6. 経営事項審査結果の届出について

建設業法では公共工事を請負うものは経営事項審査を受けることが義務付けられており、一時的にも審査が切れた状態になると、入札に参加できない。

従来、津山市では有効期限が切れる前に、未提出の業者あて通知を行ってきたが、本年7月からは、通知を行わない。

そのため、業者各自で管理を徹底し、受診切れとならないよう十分注意されたい。

7. 契約手続きについて

7月1日からの契約案件では、配置技術者選任届への保険証の添付を省略する。

契約書は最新のものをホームページよりダウンロードし、使用すること。

契約書類は必要事項を正確に記入すること。記入例を参考とされたい。

8. 登録業者への通知、お知らせ等について

指名通知など個別業者への通知を除き、入札・契約に関する取扱いの変更等、業者全般あての通知、お知らせは、原則、津山市ホームページ（契約監理室のページ、入札契約のページ）で行うので、平素から、確認に努められたい。

なお、電子入札適用後の指名通知については、電子メールによるなどを検討中である。決定後は別途公表する。

担当

津山市財政部契約監理室

電話 32 - 2018 (直)

32 - 2019 (直)

23 - 2111 (代)

内線 2671 ~ 2675